

### 新旧对照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵關第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第6章 通 関	第6章 通 関
第5節 経済連携協定に係る輸入通關	第5節 経済連携協定に係る輸入通關
(関係協定等の略称)	(関係協定等の略称)
68-5-0 本節における関係協定等の略称は、それぞれ次による。	68-5-0 本節における関係協定等の略称は、それぞれ次による。
(1)～(54) (省略)	(1)～(54) (同左)
<u>(55) 「包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定」</u> ・・・・・・・・・英國協定	(新規)
<u>(56) 英国協定第3・2条、同附属書3-A、3-B及び同附属書付録3-B-1に定める品目別規則</u> ・・・・・・・・・英國品目別規則	(新規)
(原産品申告書の必要的要件及び様式)	(原産品申告書の必要的要件及び様式)
68-5-11の3	68-5-11の3
(1) 本節において、原産品申告書とは以下のものをいう。	(1) 本節において、原産品申告書とは以下のものをいう。
イ～ニ (省略)	イ～ニ (同左)
<u>ホ 英国協定第3・16条に基づく原産地に関する申告又は輸入者の知識</u>	(新規)
(2) 令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(2)の規定により、税関に提出された原産品申告書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、各協定に定める原産地規則に係る規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA税率を適用することはできないことに留意する。	(2) 令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(2)の規定により、税關に提出された原產品申告書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、各協定に定める原産地規則に係る規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA税率を適用することはできないことに留意する。
イ オーストラリア協定附属書3に掲げる事項が以下に留意して記載されていること。	イ オーストラリア協定附属書3に掲げる事項が以下に留意して記載されていること。
(イ) 品目に対応する日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が記載されていること。	(イ) 品目に対応する日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が <u>所定の欄に記載</u> されていること。
(ロ) (省略)	(ロ) (同左)
ロ TPP11協定附属書3-Bに掲げる事項が以下に留意して記載されていること。	ロ TPP11協定附属書3-Bに掲げる事項が以下に留意して記載されていること。

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(イ) 品目に対応する日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が記載されていること。            (ロ) (省略)</p> <p>ハ EU協定第3章に定める要件が以下に留意して記載されていること。</p> <p>(イ) 第3・16条2(a)に基づく輸出者（生産者を含む）によって作成された原産地に関する申告による場合、同協定附属書3-Dに規定されている申告文が、インボイス等の商業上の文書上に作成されていること。なお、当該申告文は商業上の文書の添付書類として別紙に作成されたものであってもよい。</p> <p>(ロ) 上記(イ)の申告文の英文は以下のとおりである。            (Period : from.....to..... (注1) )            The exporter of the products covered by this document            (Exporter Reference No..... (注2) ) declares that,            except where otherwise clearly indicated, these products            are of ..... preferential origin (注3) .            (Origin criteria used (注4) )            .....            (Place and date (注5) )            .....            (Printed name of the exporter)            .....            (注1) 及び (注2) (省略)            (注3) 產品の原產地 <u>the European Union (欧州連合)</u> が記載されている。            (注4) (省略)  <u>(注5) 場所及び日付の情報が文書自体に含まれる場合には、省略されていてもよい。</u>            なお、当該申告文は同附属書に規定する他の23言語の使用も可能となっていることから、英文以外の言語による申告文が作成されている場合には、当該申告文が同協定に定められたものとなっている</p>	<p>(イ) 品目に対応する日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が<u>所定の欄</u>に記載されていること。            (ロ) (同左)</p> <p>ハ EU協定第3章に定める要件が以下に留意して記載されていること。</p> <p>(イ) 第3・16条2(a)に基づく輸出者（生産者を含む）によって作成された原産地に関する申告による場合、同協定附属書3-Dに規定されている申告文が、インボイス等の商業上の文書上に作成されていることを<u>確認することとする</u>。なお、当該申告文は商業上の文書の添付書類として別紙に作成されたものであってもよい。</p> <p>(ロ) 上記(イ)の申告文の英文は以下のとおりである。            (Period : from.....to..... (注1) )            The exporter of the products covered by this document            (Exporter Reference No..... (注2) ) declares that,            except where otherwise clearly indicated, these products            are of ..... preferential origin (注3) .            (Origin criteria used (注4) )            .....            (Place and date (注5) )            .....            (Printed name of the exporter)            .....            (注1) 及び (注2) (同左)            (注3) 產品の原產地 <u>the European Union (欧州連合)</u> を記載する。            (注4) (同左)            (新規)            なお、当該申告文は同附属書に規定する他の23言語の使用も可能となっていることから、英文以外の言語による申告文が作成されている場合には、当該申告文が同協定に定められたものとなっている</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ことを確認することとする。</p> <p>(ハ) (省略)</p> <p>ニ (省略)</p> <p>ホ <u>英國協定第3章に定める要件が以下に留意して記載されていること。</u></p> <p>(イ) <u>第3・16条2(a)に基づく輸出者（生産者を含む。）によって作成された原産地に関する申告による場合、同協定附属書3-Eに規定されている申告文が、インボイス等の商業上の文書上に作成されていること。なお、当該申告文は商業上の文書の添付書類として別紙に作成されたものであってもよい。</u></p> <p>(ロ) <u>上記(イ)の申告文の英文は以下のとおりである。</u></p> <p><u>(Period : from..... to..... (注1))</u></p> <p><u>The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No..... (注2)) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of ..... preferential origin (注3).</u></p> <p><u>(Origin criteria used (注4))</u></p> <p>.....</p> <p><u>(Place and date (注5))</u></p> <p>.....</p> <p><u>(Printed name of the exporter)</u></p> <p>.....</p> <p>(注1) <u>原産地に関する申告が第3・17条5(b)に規定する同一の原産品の二回以上の輸送のために作成される場合は、当該申告が適用される期間（12か月以下）が記載される。当該產品の全ての輸入は記載された期間内に行われていることを確認する。そのような期間の適用がない場合には、この欄は、空欄となっていてよい。</u></p> <p>(注2) <u>英國の輸出者については、当該参照番号は、英國の法令に従って割り当てられる番号である。</u></p> <p>(注3) <u>產品の原産地（the United Kingdom（英國））が記載</u></p>	<p>ことを確認することとする。</p> <p>(ハ) (同左)</p> <p>ニ (同左)</p> <p>(新規)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>されている。</p> <p>(注4) <u>場合に応じて、次の一つ又は二以上の記号が記載されている。</u></p> <p>i <u>第3・2条1(a)に規定する产品（完全生産品）について、「A」</u></p> <p>ii <u>第3・2条1(b)に規定する产品（原産材料のみから生産される产品）については、「B」</u></p> <p>iii <u>第3・2条1(c)に規定する产品（品目別規則を満たす产品）については、「C」（当該产品に実際に適用される品目別規則の種類に係る次の数字を追加的に付されていること。）</u></p> <p>(ア) <u>関税分類変更基準については、「1」</u></p> <p>(イ) <u>付加価値基準については、「2」</u></p> <p>(ウ) <u>加工工程基準については、「3」</u></p> <p>(エ) <u>累積を適用する場合には、「D」</u></p> <p>(オ) <u>許容限度を適用する場合には、「E」</u></p> <p>(注5) <u>場所及び日付の情報が文書自体に含まれる場合には、省略されていてもよい。</u></p> <p>なお、当該申告文は日本語又は英語で作成が可能となっている。</p> <p>(ハ) <u>第3・16条2(b)に基づく輸入者の知識による場合、原産品申告書が以下に留意して作成されていること。</u></p> <p>① <u>以下の事項が含まれていること。</u></p> <p>i <u>輸出者に関する情報（輸出者の氏名又は名称及び住所）</u></p> <p>ii <u>产品的概要（品名、仕入書の番号等）</u></p> <p>iii <u>統一システムの関税分類番号（HS2017版に基づく6桁）</u></p> <p>iv <u>適用する原産性の基準</u></p> <p>v <u>原産品申告書の作成年月日及び作成者情報</u></p> <p>② <u>上記①ivの適用する原産性の基準は、上記(ロ)(注4)を準用する。</u></p> <p>③ <u>仕入書の番号が記載されている等、他の輸入申告書類との関連付けがなされていること。</u></p> <p>④ <u>同一の产品を2回以上輸入する場合には、その期間を記載</u></p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>し、かつ当該期間が12箇月を超えないこと。</p> <p>△ 原産品申告書に記載されている产品と輸入貨物とが一致すること。</p> <p>ト 災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、令第61条第5項に定める有効期間内のものであること。</p> <p>チ 原産品申告書は、(1)イ及びニのものについては、单一の船積みに係る产品についてのみ有効なものとし、(1)ロ、ハ及びホのものについては、その作成の日から12か月間有効なものとすることができます。なお、この場合、当該原産品申告書に2以上の仕入書の番号及び日付が記載されていても無効な扱いとはしないので留意する。</p> <p>(原産品であることを明らかにする書類の取扱い)</p> <p>68-5-11の4</p> <p>(1) 本節において、原産品であることを明らかにする書類（以下この項において「その他の書類」という。）とは、以下のイからホに規定する各協定に基づいた原産品であることを示す書類であって、令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(2)の規定により税関長がその提出の必要がないと認めるときを除き、原産品申告書において申告された产品に適用さる原産性の基準が満たされていることの説明を求めるための資料をいう。</p> <p>イ～ニ （省略）</p> <p>ホ 英国協定第3・16条3</p> <p>(2) 原産品申告書の提出の際に提出を求めるその他の書類の取扱いについては、以下のとおりとする。なお、原産品申告明細書は任意の様式とするが、必要記載事項を含めた様式見本を別途事務連絡する。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 上記イの関係書類として提出すべき書類の例は、次の表の第1欄に掲げる产品の区分に応じ、同表第2欄に掲げる資料とする。</p>	<p>ホ 原産品申告書に記載されている产品と輸入貨物とが一致すること。</p> <p>△ 災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、令第61条第5項に定める有効期間内のものであること。</p> <p>ト 原産品申告書は、(1)イ及びニのものについては、单一の船積みに係るproductについてのみ有効なものとし、(1)ロ及びハのものについては、その作成の日から12か月間有効なものとすることができます。なお、この場合、当該原産品申告書に2以上の仕入書の番号及び日付が記載されていても無効な扱いとはしないので留意する。</p> <p>(原産品であることを明らかにする書類の取扱い)</p> <p>68-5-11の4</p> <p>(1) 本節において、原産品であることを明らかにする書類（以下この項において「その他の書類」という。）とは、以下のイから三に規定する各協定に基づいた原産品であることを示す書類であって、令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(2)の規定により税関長がその提出の必要がないと認めるときを除き、原産品申告書において申告された产品に適用さる原産性の基準が満たされていることの説明を求めるための資料をいう。</p> <p>イ～ニ （同左）</p> <p>（新規）</p> <p>(2) 原産品申告書の提出の際に提出を求めるその他の書類の取扱いについては、以下のとおりとする。なお、原産品申告明細書は任意の様式とするが、必要記載事項を含めた様式見本を別途事務連絡する。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 上記イの関係書類として提出すべき書類の例は、次の表の第1欄に掲げる产品の区分に応じ、同表第2欄に掲げる資料とする。</p>
产品に係る根拠規定	产品に係る根拠規定
関係書類の例	関係書類の例

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストラリア協定第3・3条</li> <li>・TPP11協定第3・3条</li> <li>・EU協定第3・3条</li> <li>・米国協定附属書I第C節第1款2(b)</li> <li>・<u>英国協定第3・3条</u></li> </ul>	<p>契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲證明書等（当該產品が各協定に基づいて完全に得られた、又は生産された產品であることを確認できるものに限る。）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストラリア協定第3・2条(b)</li> <li>・TPP11協定第3・2条(b)</li> <li>・EU協定第3・2条1(b)</li> <li>・米国協定附属書I第C節第1款2(a)(ii)</li> <li>・<u>英国協定第3・2条1(b)</u></li> </ul>	<p>契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等（ただし、すべての一次材料（產品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が各協定に基づく原產品であることを確認できるものに限る。）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストラリア協定第3・2条(c)</li> <li>・TPP11協定第3・2条(c)</li> <li>・EU協定第3・2条1(c)</li> <li>・米国協定附属書I第C節第1款2(a)(iii)</li> <li>・<u>英国協定第3・2条1(c)</u></li> </ul>	<p>総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等（ただし、すべての非原産材料の関税率表番号が確認できるものに限る。なお、適用する品目別規則に応じ、確認する関税率表番号の桁数が異なるので留意。また、例えば、4桁変更の品目別規則を適用しようとする產品に係る非原産材料について、他の類（2桁）からの変更があることが確認できる場合には、当該非原産材料の関税率表番号の記載は2桁までで足りるので留意。）</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(上記の產品のうち、<u>関税分類変更基準</u>を適用するもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストラリア協定第3・2条(c)</li> <li>・TPP11協定第3・2条(c)</li> <li>・EU協定第3・2条1(c)</li> <li>・米国協定附属書I第C節第1款2(a)(iii)</li> <li>・<u>英國協定第3・2条1(c)</u></li> <li>(上記の產品のうち、付加価値基準を適用するもの又は非原産材料価額割合について規定があるもの)</li> </ul> <p>製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等（ただし、產品のFOB価額とすべての非原産（一次）材料のCIF価額による計算式によって、特定の付加価値を付けていることが確認できるものに限る。なお、当該FOB価額及びCIF価額とは輸出締約国における価額とし、当該CIF価額が不明な場合には当該非原産材料を產品の生産者が仕入れた価額とする。例えば、全ての非原産材料のCIF価額の確認ができない場合に、確認できる原産材料の仕入価額等を用いて付加価値基準を満たすことが合理的に証明できるときは、当該非原産材料のCIF価額を記載させる必要はないので留意。また、TPP11協定において、自動車関連製品について、純費用に基づいた算定を行った場合は、当該価格に基づいているものが確認できるものに限り、EU協定及び英國協定において、EXW価額に基づいた算定を行った場合は、当該価額に基づいていることが確認できるも</p>	<p>(上記の產品のうち、<u>関税分類変更基準</u>を適用するもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストラリア協定第3・2条(c)</li> <li>・TPP11協定第3・2条(c)</li> <li>・EU協定第3・2条1(c)</li> <li>・米国協定附属書I第C節第1款2(a)(iii)</li> <li>・<u>英國協定第3・2条1(c)</u></li> <li>(新規)</li> </ul> <p>(上記の產品のうち、付加価値基準を適用するもの又は非原産材料価額割合について規定があるもの)</p> <p>製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等（ただし、產品のFOB価額とすべての非原産（一次）材料のCIF価額による計算式によって、特定の付加価値を付けていることが確認できるものに限る。なお、当該FOB価額及びCIF価額とは輸出締約国における価額とし、当該CIF価額が不明な場合には当該非原産材料を產品の生産者が仕入れた価額とする。例えば、全ての非原産材料のCIF価額の確認ができない場合に、確認できる原産材料の仕入価額等を用いて付加価値基準を満たすことが合理的に証明できるときは、当該非原産材料のCIF価額を記載させる必要はないので留意。また、TPP11協定において、自動車関連製品について、純費用に基づいた算定を行った場合は、当該価格に基づいているものが確認できるものに限り、EU協定において、EXW価額に基づいた算定を行った場合は、当該価額に基づいていることが確認できるも</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
・オーストラリア協定第3・2条(c) ・TPP11協定第3・2条(c) ・EU協定第3・2条1(c) ・米国協定附属書I第C節第1款2(a)(iii) <u>・英国協定第3・2条1(c)</u> (上記の産品のうち、加工工程基準を適用するもの)	確認できるものに限るものとする。) 契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等（ただし、当該基準に係る特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できるものであること。）	・オーストラリア協定第3・2条(c) ・TPP11協定第3・2条(c) ・EU協定第3・2条1(c) ・米国協定附属書I第C節第1款2(a)(iii) (新規)  (上記の産品のうち、加工工程基準を適用するもの)	のに限るものとする。) 契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等（ただし、当該基準に係る特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できるものであること。）
その他の原産性の基準を適用する産品	原材料の締約国原産地証明書等（オーストラリア協定第3・6条、TPP11協定第3・6条、EU協定第3・5条又は英國協定第3・5条にそれぞれ規定する累積を適用する場合）、製造原価計算書（オーストラリア協定第3・4条3(a)、TPP11協定第3・11条1、第4・2条2、EU協定第3・6条1(a)、同附属書3-A注釈8、米国協定附属書I第C節第1款3(a)、 <u>英國協定第3・6条1(a)</u> 又は同附属書3-A注釈8にそれぞれ規定する僅少の非原産材料又は許容限度を適用する場合）、その他輸入しようとする産品が同協定に規定する原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事実を記載した資料	その他の原産性の基準を適用する産品	原材料の締約国原産地証明書等（オーストラリア協定第3・6条、TPP11協定第3・6条、EU協定第3・5条にそれぞれ規定する累積を適用する場合）、製造原価計算書（オーストラリア協定第3・4条3(a)、TPP11協定第3・11条1、第4・2条2、EU協定第3・6条1(a)、同附属書3-A注釈8、米国協定附属書I第C節第1款3(a)にそれぞれ規定する僅少の非原産材料又は許容限度を適用する場合）、その他輸入しようとする産品が同協定に規定する原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事実を記載した資料
ハ 令第61条第1項第2号イ(2)に規定する「税関長がその提出の必要		ハ 令第61条第1項第2号イ(2)に規定する「税関長がその提出の必要	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「がないと認めるとき」とは、次の産品を輸入しようとするときをいう。ただし、原産品申告書に記載された産品の原産性について疑義がある場合を除く。</p> <p>(イ) オーストラリア協定第3・3条、TPP11協定第3・3条、EU協定第3・3条、米国協定附属書I第C節第1款2(b)又は英國協定第3・3条に規定する完全に得られる産品又は完全に生産される産品に規定する完全に得られる産品（当該産品の輸入申告の際に提出される令第61条第1項本文に規定するいずれかの書類によりそれぞれの協定に基づいて完全に得られた、又は生産された産品であることが確認できる場合に限る。この場合において、輸入申告書の添付書類欄に「EPA WO」と記載するものとする。）</p> <p>(ロ)～(ホ)（省略）</p> <p>ニ その他の書類の提出に関して、輸出者又は生産者が原産品申告書を作成した場合、輸出者又は生産者による誓約書（オーストラリア協定第3・16条1(b)又は(c)に規定する原産品である旨の書面又は電磁的手段による申告に対する合理的な信頼、又は、TPP11協定第3・21条2(b)に規定する生産者が有する情報に対する合理的な信頼又は同条3(b)に規定する輸出者又は生産者から提供された裏付けとなる書類に対する合理的信頼をいう。）に基づき原産品申告書を作成した場合等において、原産品であることを明らかにする事実に関して、輸出者又は生産者に係る営業秘密が含まれているため、輸入者に情報を提供できない等により上記ロに規定する産品の区分に応じた関係書類を提出できないような特段の事情があるときは、原産品申告明細書に当該原産品申告書を作成した経緯（原産品であることを確認した方法等）を記載し提出するか、若しくは別途事務連絡する方法によることとして差し支えないものとする。ただし、この場合において、関税暫定措置法基本通達<u>12の4-2</u>に規定する原産品であるかどうかの確認の実施を検討する必要があるので留意すること。</p>	<p>「がないと認めるとき」とは、次の産品を輸入しようとするときをいう。ただし、原産品申告書に記載された産品の原産性について疑義がある場合を除く。</p> <p>(イ) オーストラリア協定第3・3条、TPP11協定第3・3条、EU協定第3・3条又は米国協定附属書I第C節第1款2(b)に規定する完全に得られる産品又は完全に生産される産品に規定する完全に得られる産品（当該産品の輸入申告の際に提出される令第61条第1項本文に規定するいずれかの書類によりそれぞれの協定に基づいて完全に得られた、又は生産された産品であることが確認できる場合に限る。この場合において、輸入申告書の添付書類欄に「EPA WO」と記載するものとする。）</p> <p>(ロ)～(ホ)（同左）</p> <p>ニ その他の書類の提出に関して、輸出者又は生産者が原産品申告書を作成した場合、輸出者又は生産者による誓約書（オーストラリア協定第3・16条1(b)又は(c)に規定する原産品である旨の書面又は電磁的手段による申告に対する合理的な信頼、又は、TPP11協定第3・21条2(b)に規定する生産者が有する情報に対する合理的な信頼又は同条3(b)に規定する輸出者又は生産者から提供された裏付けとなる書類に対する合理的信頼をいう。）に基づき原産品申告書を作成した場合等において、原産品であることを明らかにする事実に関して、輸出者又は生産者に係る営業秘密が含まれているため、輸入者に情報を提供できない等により上記ロに規定する産品の区分に応じた関係書類を提出できないような特段の事情があるときは、原産品申告明細書に当該原産品申告書を作成した経緯（原産品であることを確認した方法等）を記載し提出するか、若しくは別途事務連絡する方法によることとして差し支えないものとする。ただし、この場合において、関税暫定措置法基本通達<u>12の2-2</u>に規定する原産品であるかどうかの確認の実施を検討する必要があるので留意すること。</p>